

## 市民プールの指定管理者について（指定理由書）

市民プール（以下「プール」という。）については、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定により、シンコースポーツ・アズビル共同事業体（以下「共同事業体」という。）に管理を行わせる。

### 1 現指定管理者に引き続き行わせる理由

プールは、指定管理制度導入の平成24年度から、現指定管理者が施設を管理運営しており、これまでの実績は、あきる野市公の施設に係る指定管理者制度の運用指針Ⅱ1（3）について、「ウの収支状況」を除き次のように高く評価できる。

一方、収支状況については、課題があるものの現指定管理者の努力によらない要因である。

現指定管理者の管理運営状況は、平成27年度から平成30年度のモニタリング結果報告書についても総合評価は「A」と評価されていることから、引き続き管理運営させるものである。

#### （1）「協定書、事業計画書等に沿って適正に指定管理業務を行っていること」について

現指定管理者は、民間企業の効率性やスポーツ専門企業のノウハウ等を最大限に発揮し、協定書及び事業計画書等に沿って、プールを市民のスポーツ振興及び健康づくりの拠点施設として、幼児から高齢者まで誰もが気軽に利用できるよう、施設整備や教室等を実施している。

また、毎年、地域住民のニーズを踏まえた新たな教室の実施や内容等の工夫をしており、平成30年度の教室実施数は、年間36事業892回となっている。

このようなことから、引き続き事業効果が期待できる。

#### （2）「施設の利用状況が改善されている又は良好な状態であること」について

計画どおり開館できており、利用者数については、屋外プールの利用は天候に影響されるものの、屋内プールは、安定している。

また、自主事業については、多彩な教室等の実施により利用者数が増加している。

さらに、利用者の意見に応じて設備等の改善を行っており、利用状況の改善が図られている。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
屋内開館時間(日)	335	335	335	335
屋内施設利用者数(人)	39,752	42,693	41,961	41,340
屋外開館時間(日)	53	44	45	50
屋外施設利用者数(人)	29,768	29,505	26,195	33,540
施設利用者数合計(人)	69,520	72,198	68,156	74,880
利用料(千円)	10,868	11,023	10,699	11,747

#### （3）「収支計算書に基づく予算執行が適正になされており、施設の収支状況が良好な状態であること」について

収入については、利用料金収入（売上）が年間計画を下回る中で、自主事業を積極的に取り組み、年間計画を上回る自主事業収入となっており評価できる。

支出については、維持管理経費において、最低賃金の上昇に伴い支出が増加している中で、作業の効率化を図るなど支出の抑制に努力が見られる。また、その他の支出が増加している主

な要因は、電気料金「燃料費調整額」の変動による需用費の増加や平成30年度の屋外プール  
猛暑日対応による水道使用料の増加などで指定管理者の努力によらないものである。

(単位：千円)

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	指定管理料	56,724	56,681	56,643	56,606
	利用料金収入(売)	10,868	11,023	10,699	11,747
	自主事業収入	13,283	12,266	12,799	13,060
	その他の収入	0	0	0	235
	計	80,875	79,970	80,141	81,649
支出	人件費	11,069	12,293	11,935	11,416
	維持管理経費	38,763	39,831	39,414	41,293
	自主事業関係経費	5,986	5,209	5,439	5,612
	その他の支出	23,227	20,943	22,758	24,997
	計	79,045	78,275	79,547	83,318
収支(収入-支出)		1,830	1,695	594	△1,669

(4)「指定管理者となっている団体の経営状況等から、安定的かつ継続的なサービスの提供が認められること」について

現指定管理者の経営状況等については、平成30年度の五日市ファインプラザの指定管理者選定委員会において高い評価を得ており、現在においても、同様に評価できることから継続的なサービスの提供が認められる。

また、現在31人いる職員のうち、市民を18人雇用し、地元雇用の創出にも大きく貢献している。

このように、共同事業体は施設の設置目的を果たすため、公共性・公益性を理解し、安全・安心な施設管理を行うとともに、地域等との協働・連携により効果的・効率的な運営に取り組むことで、利用促進と収入増大の実績を上げており、引き続き管理を行うことにより、安定した行政サービスの提供と事業効果が期待できるため、プールの指定管理者とする。

## 2 施設の概要

(1) 名称： 市民プール

(2) 所在地： あきる野市原小宮353番地

(3) 規模： 敷地面積 56,389m<sup>2</sup>

建築面積 491.51m<sup>2</sup>

延床面積 6,692m<sup>2</sup>

駐車台数 約140台

(4) 施設内容： 1階 事務室、屋内水泳場(25mプール)、器具庫、ロビー、更衣室、障がい者更衣室、トイレ、機械室  
2階 機械室、見学室  
屋外 屋外水泳場(25mプール、流水プール、幼児用プール、スライダー着水プール) トイレ、機械室、塩素タンク室

3 指定管理者が行う管理区域の範囲

別紙「市民プール管理区域図」に示すとおりとする。

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設の利用承認等及び利用料の徴収に関すること。
- (2) 利用承認の変更及び取消に関すること。
- (3) 施設の利用に伴う利用者への便宜の寄与に関すること。
- (4) 施設、設備及び物品等の維持管理及び安全に関すること。
- (5) 施設の簡易修繕に関すること。
- (6) スポーツ事業に関すること。
- (7) 管理運営に関し、教育委員会が必要と認めること。

5 指定期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで（2年間）

6 指定管理料（概算）

124,773,400円（指定期間における総額）